

検討事項案その16 (第15 裁判所の管轄等について)

【目次】

- 1 事物管轄について
- 2 土地管轄等について
 - (1) 仲裁人の選定，仲裁人の忌避，仲裁人の任務懈怠等の場合の任務終了決定及び仲裁廷の審理判断権限についての決定に対する（不服）申立ての管轄等について
 - (2) 証拠調べについての援助の管轄等について
 - (3) 仲裁判断書の預置の管轄等について
 - (4) 仲裁判断取消しの裁判の管轄等について
 - (5) 仲裁判断の承認執行の裁判の管轄等について
 - (6) 通知についての援助の管轄等について

1 事物管轄について **【初出】(参考：仲裁検討会資料13のコメント(7))**

裁判所が仲裁に関する援助又は監督を行う場合の事物管轄について、どのように考えるか。

【説明】

仲裁に関して裁判所が行う援助又は監督は、仲裁人の選任等後見的作用を営むものから、仲裁権限の有無についての裁判（モデル法（模範法）第16条第(3)項参照）、仲裁判断の取消しや執行許否の裁判など複雑な事実認定や法律解釈を伴うものまで、性格・内容も様々であり、それに応じて裁判所に期待される要素（即応性・迅速性、正確性等）も異なってくるものと思われる。そこで、これらの援助又は監督の担い手としての裁判所の事物管轄について、検討する必要

がある。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第6条〔仲裁援助及び監督のため一定の職務を行う裁判所その他の機関〕
「第11条(3)項,第11条(4)項,第13条(3)項,第14条,第16条(3)項及び第34条(2)項に定める職務は,(この模範法を制定するそれぞれの国が,一つもしくは複数の裁判所,又はそこで定められているときは,これらの職務を行うことのできる他の機関をここに示す)によって行われる。」
- ・ 同法第11条〔仲裁人の選定〕
「(3) かかる合意のないとき
(a) 3名の仲裁人による仲裁においては,各当事者が1名の仲裁人を選定し,そのようにして選定された2名の仲裁人が第三仲裁人を選定する。一方の当事者が他の当事者から仲裁人選定の請求を受領した後30日以内に第三仲裁人に合意しないとき,又は選定された2名の仲裁人が選定後30日以内に第三仲裁人に合意しないとき,その選定は,当事者の申立により,第6条に定める裁判所その他の機関が行う。
(b) 単独仲裁人による仲裁において,当事者が仲裁人に合意できないときは,一方の当事者の申立により,第6条に定める裁判所その他の機関が仲裁人を選定する。
(4) 当事者の合意した選定手続において,
(a) 一方の当事者が,かかる選定手続のもとで必要とされる行為をしないとき,
(b) 両当事者又は2名の仲裁人が,かかる選定手続のもとで期待されている合意に達することができないとき,又は,
(c) 機関を含む第三者が,かかる選定手続のもとで委ねられている任務を行わないときには,
いずれの当事者も,第6条に定める裁判所その他の機関に必要な措置をとるよう申し立てることができる。但し,選定手続に関する合意が,選定確保のための他の方法を定めている場合はこの限りでない。」
- ・ 同法第13条〔忌避手続〕
「(3) 当事者の合意した手続又は本(2)項に定める手続のもとで忌避が認められないときは,忌避を申し立てた当事者は,忌避申立を却下する決定の通知を受けた後30日以内に,第6条に定める裁判所その他の機関に,忌避につき決定するよう申し立てることができ,その決定に対して上訴は提起できない。(後略)」
- ・ 同法第14条〔行為の懈怠又は不能〕
「(1) 仲裁人が法律上又は事実上その任務を行うことができなくなったか,その他の理由により不当な遅滞なく行為しないときは,仲裁人が辞任するか当事者が任務の終了を合意するならば,仲裁人の任務は終了する。これらの事由に関して争いがあるときは,いずれの当事者も,第6条に定める裁判所その他の機関に,任務の終了についての決定を申し立てることができ,その決定に対して上訴は提起できない。」
- ・ 同法第16条〔仲裁廷の管轄に関する決定権限〕
「(3) 仲裁廷は,本条(2)項に定める主張について,先決問題として,又は本案に関する判断において決定することができる。仲裁廷が自ら管轄を有する旨を先決問題として決定したときは,いずれの当事者も,その決定の通知受領後30日以内に,第6条に

定める裁判所に対し、その点につき決定するよう申し立てることができ、その決定に対して上訴は提起できない。かかる申立の係属している間、仲裁廷は、仲裁手続を続行し、判断をくだすことができる。」

- ・ 同法第34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立〔手段〕としての取消の申立〕
「(2) 仲裁判断は、次の各号に掲げる場合にのみ、第6条に定める裁判所が取り消すことができる。(以下略)」
- ・ ドイツ法第1062条〔管轄権〕
「(1) 仲裁契約中に掲げられた高等裁判所、又はそうした記載がない場合には仲裁地がその管轄区域内にある高等裁判所は、以下の申立てに関する裁判について管轄権を有する。(以下、省略)」
- ・ 韓国法第7条〔管轄裁判所〕
「(1) 次の各号の事項に対しては、仲裁合意で指定した地方裁判所または支院（以下、この条で“裁判所”とする）が、その指定のない場合には仲裁地を管轄する裁判所が、それぞれ管轄する。仲裁地がまだ定まっていない場合には、被申立人の住所または営業所を管轄する裁判所が、住所または営業所を知ることができない場合には居所を管轄する裁判所が、居所を知ることができない場合には最後に知られた住所または営業所を管轄する裁判所が、それぞれ管轄する。(以下、省略)」
- ・ 公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第805条
「仲裁人ヲ選定シ若クハ忌避スルコト、仲裁契約ノ消滅スルコト、仲裁手続ヲ許ス可カラサルコト、仲裁判断ヲ取消スコト又ハ執行判決ヲ為スコトヲ目的トスル訴ニ付テハ仲裁契約ニ指定シタル簡易裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄シ其指定ナキトキハ請求ヲ裁判上主張スル場合ニ於テ管轄ヲ有ス可キ簡易裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄ス」

2 土地管轄等について

(前注) 以下では、便宜上、地方裁判所が事物管轄を有するものと措定して、議論を進めることとする。

- (1) 仲裁人の選定、仲裁人の忌避、仲裁人の任務懈怠等の場合の任務終了決定及び仲裁廷の審理判断権限についての決定に対する(不服)申立ての管轄等について **【仲裁検討会資料13の参照】**

仲裁人の選定、仲裁人の忌避、仲裁人の任務懈怠等の場合の任務終了決定及び仲裁廷の仲裁権限についての決定に対する(不服)申立ての裁判の管轄等について、どのように考えるか。例えば、次のように考えることはどうか。

ア 仲裁地が日本にある場合

次に掲げる裁判所が管轄を有するものとし、申立人は、そのうちいずれか一つの裁判所を任意に選択して申立てをすることができるものとする。

- a [仲裁合意において指定した][合意により指定した] 地方裁判所
- b 仲裁地を管轄する地方裁判所
- c 被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

イ 仲裁地が未だ定まっていない場合

- a 被申立人の普通裁判籍の所在地が日本にある場合には、日本の裁判所が援助等を行うものとした上、その所在地を管轄する地方裁判所に管轄を認めるものとする。
- b 被申立人の普通裁判籍の所在地が日本にはない場合においては、申立人の日本における住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所又は営業所所在地）が日本にあるときは、日本の裁判所が援助等を行うものとした上、その所在地を管轄する地方裁判所に管轄を認めるものとする。

ウ 仲裁地が外国にある場合

援助又は監督の対象とはならないものとする。

エ （移送）

移送について、次のとおりとする。

- a 裁判所は、事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。
- b 裁判所は、これらの裁判に係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、事件を他の管轄裁判所に移送することができる。
- c 移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

【説明】

- ・ 仲裁人の選定、仲裁人の忌避、仲裁人の任務懈怠等の場合の任務終了決定及び仲裁廷の審理判断権限についての決定に対する（不服）申立ての裁判（モデル法（模範法）第11条第(3)項及び第(4)項、第13条第(3)項、第14条第(1)

項，第16条第(3)項参照)については，新仲裁法においてもこれらに類する手続を設けることが考えられる(仲裁検討会資料16の3(2)及び(3)，同4(3)，同5，仲裁検討会資料17の1(4)をそれぞれ参照)。

- ・ 枠内アは，仲裁地が日本にある場合であり，当然日本の裁判所に管轄が認められると解される(モデル法(模範法)第1条(2)項参照)。aからcまでの考え方は，次のとおりである。

(1) 当事者による管轄裁判所の指定について

仲裁手続中に生じた問題を判断する裁判所を定めておくことは，紛争解決手段として仲裁を選択した当事者の期待に沿うとの考えから，当事者による指定を許容するものである。もっとも，当事者の合意による指定を認めるとしても，仲裁合意において指定した場合に限るか，仲裁合意後の合意により管轄裁判所を定める場合をも含むものとするかについては，検討する必要がある。

これらの裁判は，いずれも非訟事件的な性格を有する手続であると思われるが，非訟事件の管轄が専属管轄であるか否かは争いがある。「[合意により指定した]地方裁判所」に管轄を認める考え方は，民事訴訟法第11条の管轄の合意そのものを認め，任意管轄を許容する立場であり，「[仲裁合意において指定した]地方裁判所」に管轄を認める考え方は，その他の合意管轄や応訴管轄を認めない立場であり，このような合意による管轄も，なお専属管轄の一亜種として把握することになるものと考えられる。

(2) 仲裁地を管轄する裁判所を含めることについて

仲裁における仲裁地の重要性にかんがみ，同地を管轄する裁判所に管轄を認めるものである。

(3) 被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所を含めることについて

「原告は被告の法廷に従う」との民事訴訟の原則にならい，被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所にも申立てを認めるものである。

なお，これらの基準によると，管轄が競合する場合も考えられるが，枠内アの考え方は，申立人は，いずれか一つの裁判所を任意に選択することができることとし，競合する管轄に順序又は優劣を設けない立場に立つものである。

- ・ 枠内イは，仲裁地が未定の場合である。その趣旨は，このような場合にも，

被申立人が日本に住居所を有するなど日本と一定のつながりがあるときは、その仲裁について便宜を図る必要が認められるとして、援助の対象とするとするものである。

ただし、仲裁廷の仲裁権限についての決定に関しては、これに対する（不服）申立ての裁判が問題となる時点で仲裁地が未だ定まっていない事態は想定されないものと考えられる。

- ・ 枠内ウの考え方は、仲裁地が外国にある場合には、裁判所が仲裁人の選定等について援助をする必要はないとの判断に基づくものである。
- ・ 枠内エの案は、これらの裁判について、管轄違いを理由とする移送を認めるほか、裁判の内容、審理の便宜等に照らし、他の管轄裁判所で行う方が適正かつ迅速な処理がされると見込まれる場合も存すると考えられることから、裁判所の裁量による他の管轄裁判所への移送を認めるものである。

【コメント】

仲裁地は、当事者が合意により定めることができ、このような合意がないときは仲裁廷が定めることとなる（モデル法第20条第(1)項。仲裁検討会資料18の4(1)参照）が、裁判所の管轄との関係では、どのような区域を単位として定めるべきかも問題となる。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第1条〔適用範囲〕
「(2) この法律の規定は、第8条、第9条、第35条及び第36条を除き、仲裁地がこの国の領域内にあるときにのみ適用する。」
- ・ モデル法（模範法）第11条〔仲裁人の選定〕(再掲)
「(3) かかる合意のないとき
(a) 3名の仲裁人による仲裁においては、各当事者が1名の仲裁人を選定し、そのようにして選定された2名の仲裁人が第三仲裁人を選定する。一方の当事者が他の当事者から仲裁人選定の請求を受領した後30日以内に第三仲裁人に合意しないとき、又は選定された2名の仲裁人が選定後30日以内に第三仲裁人に合意しないとき、その選定は、当事者の申立により、第6条に定める裁判所その他の機関が行う。
(b) 単独仲裁人による仲裁において、当事者が仲裁人に合意できないときは、一方の当事者の申立により、第6条に定める裁判所その他の機関が仲裁人を選定する。
(4) 当事者の合意した選定手続において、

- (a) 一方の当事者が、かかる選定手続のもとで必要とされる行為をしないとき、
 - (b) 両当事者又は2名の仲裁人が、かかる選定手続のもとで期待されている合意に達することができないとき、又は、
 - (c) 機関を含む第三者が、かかる選定手続のもとで委ねられている任務を行わないときには、
- いずれの当事者も、第6条に定める裁判所その他の機関に必要な措置をとるよう申し立てることができる。但し、選定手続に関する合意が、選定確保のための他の方法を定めている場合はこの限りでない。」
- ・ 同法第13条〔忌避手続〕(再掲)
 - 「(3) 当事者の合意した手続又は本(2)項に定める手続のもとで忌避が認められないときは、忌避を申し立てた当事者は、忌避申立を却下する決定の通知を受けた後30日以内に、第6条に定める裁判所その他の機関に、忌避につき決定するよう申し立てることができるが、その決定に対して上訴は提起できない。(後略)」
 - ・ 同法第14条〔行為の懈怠又は不能〕
 - 「仲裁人が法律上又は事実上その任務を行うことができなくなったか、その他の理由により不当な遅滞なく行為しないときは、仲裁人が辞任するか当事者が任務の終了を合意するならば、仲裁人の任務は終了する。これらの事由に関して争いがあるときは、いずれの当事者も、第6条に定める裁判所その他の機関に、任務の終了についての決定を申し立てることができるが、その決定に対して上訴は提起できない。」
 - ・ 同法第16条〔仲裁廷の管轄に関する決定権限〕(再掲)
 - 「(3) 仲裁廷は、本条(2)項に定める主張について、先決問題として、又は本案に関する判断において決定することができる。仲裁廷が自ら管轄を有する旨を先決問題として決定したときは、いずれの当事者も、その決定の通知受領後30日以内に、第6条に定める裁判所に対し、その点につき決定するよう申し立てることができるが、その決定に対して上訴は提起できない。かかる申立の係属している間、仲裁廷は、仲裁手続を続行し、判断をくだすことができる。」
 - ・ 同法第20条〔仲裁地〕
 - 「(1) 当事者は、仲裁地について自由に合意することができる。かかる合意のないときは、仲裁地は、当事者の利便を含む事件の諸事情を考慮して、仲裁廷が決定する。
 - (2) 本条(1)項の規定に関わらず、仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、仲裁人の合議、証人、鑑定人もしくは当事者の審問、又は物品その他の財産又は文書の検認のために、適当と認めるいかなる場所においても会同することができる。」
 - ・ ドイツ法第1062条〔管轄権〕(一部再掲)
 - 「(1) 仲裁契約中に掲げられた高等裁判所、又はそうした記載がない場合には仲裁地がその管轄区域内にある高等裁判所は、以下の申立てに関する裁判について管轄権を有する。
 1. 仲裁人の選定(第1034条、第1035条)、仲裁人の忌避(第1037条)又は仲裁人の任務の終了(第1038条)
 2. 仲裁手続の許可若しくは不許可の確定(第1032条)又は中間裁判において自己の管轄権を肯定する仲裁裁判所の裁判(第1040条)
 3. 仲裁裁判所の暫定的又は保全的措置の命令の執行、取消又は変更(第1041条)

- 4. 仲裁判断の取消（第1059条）若しくは執行宣言（第1060条以下）又は執行宣言の取消（第1061条）
- (3) 第1025条第3項（事務局注：仲裁地未定の場合）の場合には，その裁判について，その管轄区域内に原告又は被告が住所又は常居所を有している高等裁判所が管轄を有する。」
- ・ 韓国法第7条〔管轄裁判所〕（一部再掲）
 - 「(1) 次の各号の事項に対しては，仲裁合意で指定した地方裁判所または支院（以下，この条で”裁判所”とする）が，その指定のない場合には仲裁地を管轄する裁判所が，それぞれ管轄する。仲裁地がまだ定まっていない場合には，被申立人の住所または営業所を管轄する裁判所が，住所または営業所を知ることができない場合には居所を管轄する裁判所が，居所を知ることができない場合には最後に知られた住所または営業所を管轄する裁判所が，それぞれ管轄する。
 - 1. 第12条第3項および同条第4項の規定による仲裁人の選定
 - 2. 第14条第3項の規定による仲裁人の忌避申立に対する裁判所の忌避決定
 - 3. 第15条第2項の規定による仲裁人の権限終了申立に対する裁判所の権限終了決定
 - 4. 第17条第6項の規定による仲裁判断部の権限審査申立に対する裁判所の権限審査
 - 5. 第27条第3項の規定による鑑定人の忌避申立に対する裁判所の忌避決定」
- ・ 公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第805条（前掲）
- ・ 民事訴訟法第4条〔普通裁判籍による管轄〕
 - 「(1) 訴えは，被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。
 - (2) 人の普通裁判籍は，住所により，日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により，日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により定まる。
 - (3) 大使，公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人が前項の規定により普通裁判籍を有しないときは，その者の普通裁判籍は，最高裁判所規則で定める地にあるものとする。
 - (4) 法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は，その主たる事務所又は営業所により，事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
 - (5) 外国の社団又は財団の普通裁判籍は，前項の規定にかかわらず，日本における主たる事務所又は営業所により，日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
 - (6) 国の普通裁判籍は，訴訟について国を代表する官庁の所在地により定まる。」
- ・ 民事訴訟法第16条〔管轄違いの場合の取扱い〕
 - 「(1) 裁判所は，訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは，申立てにより又は職権で，これを管轄裁判所に移送する。
 - (2) 地方裁判所は，訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても，相当と認めるときは，前項の規定にかかわらず，申立てにより又は職権で，

訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。ただし、訴訟がその簡易裁判所の専属管轄(当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。)に属する場合は、この限りでない。」

- ・ 同法第17条〔遅滞を避ける等のための移送〕
「第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。」
- ・ 同法第18条〔簡易裁判所の裁量移送〕
「簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。」

(2) 証拠調べについての援助の管轄等について

【初出】(参考：仲裁検討会資料13の)

証拠調べについて援助を行う裁判所の管轄等について、どのように考えるか。例えば、次のように考えることはどうか。

ア 仲裁地が日本にある仲裁に限り、援助の対象となるとし、次に掲げる裁判所に管轄を認め、申立ては、そのうちいずれか一つの裁判所を任意に選択してをすることができるものとする。

- a 仲裁地を管轄する地方裁判所
- b 尋問を受けべき者若しくは文書を所持する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所

イ(移送)

移送について、次のとおりとする。

- a 裁判所は、事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする。
- b 裁判所は、これらの裁判に係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、事件を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。
- c 移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【説明】

- ・ 枠内アに示した考え方は、証拠調べの援助についても、仲裁地を重視する立場から、仲裁地を管轄する地方裁判所に管轄を認めるとともに、援助の実を上げるため、尋問を受けるべき者の居所等の所在地を管轄する裁判所に対しても申立てをすることができるとするものである。他方、この案は、援助に係る証拠調べを適正かつ円滑に実施する必要性等にかんがみ、管轄の公益性を重視して、合意による管轄指定は認めない立場に立つものであるが、この点について検討する必要がある。
- ・ なお、枠内アの案は、仲裁地が外国にある場合には、証拠調べについて日本の裁判所が直接援助に及ぶ必要性は乏しいとの判断を背景としている（日本にいる証人等の尋問が必要となる場合には、外国の仲裁廷がその仲裁地のある国の裁判所に証拠調べの援助を求め、当該裁判所による日本の裁判所に対する司法共助の方法によって対応することになる。）。
- ・ 枠内イのとおり、ここでも、管轄違いを理由とする移送とともに、裁判所による裁量移送を認めるのが証拠調べの適正かつ円滑な実施という制度趣旨により資するものと考えられる。

（参考）

- ・ モデル法第27条〔証拠調べにおける裁判所の援助〕
「仲裁廷又は仲裁廷の許可を得た当事者は、この国の権限ある裁判所に対し、証拠調べのための援助を申し立てることができる。裁判所は、その権限内で、かつ証拠調べに関する規則に従い、申立を実施することができる。」
- ・ ドイツ法第1062条〔管轄権〕
「(4) 証拠調べの際の援助又はその他の裁判所の行為（第1050条）については、その区域内において裁判所の行為が行われるべき区裁判所が管轄権を有する。」
- ・ 韓国法第7条〔管轄裁判所〕
「(2) 第28条の規定による証拠調べは、証拠調べが行われる地域を管轄する裁判所が管轄する。」
- ・ 公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律には明文の管轄規定はない。
- ・ 民事訴訟法第235条〔(証拠保全の)管轄裁判所等〕

「(2) 訴えの提起前における証拠保全の申立ては、尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならない。」

(3) 仲裁判断書の預置の管轄等について

【初出】

(前注) 仲裁判断書の預置制度をなお存置するか否かについては、検討する必要がある。以下の叙述は、本制度を存置する(任意的制度として存置する場合を含む。)と指定した場合を前提とするものである。

仲裁判断書の預置の管轄裁判所について、どのように考えるか。例えば、次に掲げる裁判所が管轄を有するものとし、申立人は、そのうちいずれか一つの裁判所を任意に選択して申立てをすることができるものとするかどうか。

ア [仲裁合意で指定した][合意により指定した]地方裁判所

イ 仲裁地を管轄する地方裁判所

【説明】

枠内に示した案は、仲裁合意の当事者の意思と仲裁地を重視する考え方に則ったものである。ここでも、申立人は、管轄裁判所から任意に選択して申立てをすることができるものとする立場に立っている。

また、同案は、仲裁地が外国にある場合には、その仲裁の仲裁判断書は、日本の裁判所による預置の対象とならないとする立場を前提とするものである。

【コメント】

仲裁判断書の預置については、移送を認めるべきか否かも問題になるが、管轄違いの場合も、管轄を有する裁判所に仲裁判断書の原本を出し直せばよく、あえて移送によって処理すべき必要性は認められない。

(参考)

- ・ モデル法及びドイツ法には預置の規定がない。
- ・ 韓国法第7条〔管轄裁判所〕

「(3) 次の各号の事項に対しては、仲裁合意で指定した裁判所が、その指定のない場合には仲裁地を管轄する裁判所が管轄する。

1. 第32条第4項の規定による仲裁判断原本の保管
2. 第36条第1項の規定による仲裁判断取消の訴え」

・ 公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第799条第2項

「仲裁人ノ署名捺印シタル判断ノ正本ハ之ヲ当事者ニ送達シ其原本ハ送達ノ証書ヲ添ヘテ管轄裁判所ニ之ヲ預ケ置ク可シ」

(4) 仲裁判断取消しの裁判の管轄等について **【仲裁検討会資料13の参照】**

仲裁判断取消しの裁判の管轄等について、どのように考えるか。例えば、次のように考えることはどうか。

ア 次に掲げる裁判所のみが管轄を有するものとし、申立人は、そのうちいずれか一つの裁判所を任意に選択して申立てをすることができるものとする。

- a [仲裁合意で指定した][合意により指定した]地方裁判所
- b 仲裁地を管轄する地方裁判所
- c 被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

イ(移送)

移送について、次のとおりとする。

- a 裁判所は、事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。
- b 裁判所は、事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
- c 移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

【説明】

- ・ 枠内アに示した考え方は、仲裁合意の当事者の意思と仲裁地を重視する(a, b)とともに、仲裁判断取消しの裁判がいったん仲裁手続が終了した後に新たな裁判として独立に申し立てられるものであることなどを踏まえ、被申立人の

便宜を考慮し、民事訴訟の原則にならい、被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所も管轄裁判所に含めることとするものである。

なお、仲裁判断の取消しの裁判については、仲裁地が未定である事態は、想定し難く、仲裁地主義に則るモデル法（模範法）（モデル法（模範法）第1条第(2)項、第34条第(2)項(a)(i), (iv), (b)参照）は、仲裁地が国内にある仲裁の仲裁判断についてのみその国の裁判所に取消しの裁判の管轄を認めるものと考えられる。枠内アの案も、このような考え方に則るものである（したがって、外国仲裁判断は、取消しの裁判の対象とならない。）。

- ・ 枠内イ a に示した案において管轄違いの場合の移送を認めるものとする理由は、次のとおりである。すなわち、モデル法（模範法）上、仲裁判断取消しの裁判の申立期間が短期（3か月）に定められており（モデル法（模範法）第34条第(3)項参照）、仮に、新仲裁法においてこれと同様の申立期間を定めることとした場合、管轄違いを理由に申立てを却下するとすれば、管轄裁判所に再度申立てをしようとしても、既に申立期間が経過している場合が想定されるため、移送を認めることによって申立人に生じうる不利益を回避しようとするものである。
- ・ また、枠内イ b に示した裁量移送については、事案によっては、関係者の所在場所等の事情から他の管轄裁判所で審理する方が迅速で充実した裁判となることが見込まれる場合もあると想定されるほか、仲裁判断の執行許否の裁判が並行して係属している場合などには、移送によって両裁判を同一の裁判所で審理する余地を設ける意義が認められることを考慮したものである。

（参考）

- ・ モデル法第34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立〔手段〕としての取消の申立〕
 - 「(2) 仲裁判断は、次の各号に掲げる場合にのみ、第6条に定める裁判所が取り消すことができる。（以下略）
 - (3) 取消の申立は、申立をする当事者が判断を受領した日から、又は第33条に基づく申立をしたときは、仲裁廷がその申立を処置した日から3月を経過した後は、することができない。」
- ・ ドイツ法第1062条〔管轄権〕
 - 「(1) 仲裁契約中に掲げられた高等裁判所、又はそうした記載がない場合には仲裁地がその管轄区域内にある高等裁判所は、以下の申立てに関する裁判について管轄権を有

する。

4 仲裁判断の取消（第1059条）若しくは執行宣言（第1060条以下）又は執行宣言の取消（第1061条）」

・ 韓国法第7条〔管轄裁判所〕

「(3) 次の各号の事項に対しては、仲裁合意で指定した裁判所が、その指定のない場合には仲裁地を管轄する裁判所が管轄する。

1. 第32条第4項の規定による仲裁判断原本の保管
2. 第36条第1項の規定による仲裁判断取消の訴え」

・ 公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第805条（前掲）

(5) 仲裁判断の承認執行の裁判の管轄等について 【仲裁検討会資料13の 参照】

仲裁判断の承認執行の裁判の管轄等について、どのように考えるか。例えば、次のように考えることはどうか。

ア 次に掲げる裁判所が管轄を有するものとし、申立人は、そのうちいずれか一つの裁判所を任意に選択して申立てをすることができるものとする。

- a [仲裁契約で指定した][合意により指定した]地方裁判所
- b 仲裁地を管轄する地方裁判所
- c 被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
- d 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

イ（移送）

移送について、次のとおりとする。

- a 裁判所は、事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。
- b 裁判所は、事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
- c 移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

【説明】

- ・ 枠内アに示した考え方は、まず、仲裁合意の当事者意思と仲裁地を重視する（a, b）とともに、外国判決の執行判決の裁判の管轄（民事執行法第24条第1項）を参考に、被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（c）及び請求の目的又は差し押さえることができる被申立人（債務者）の財産の所在地を管轄する地方裁判所（d）を管轄裁判所に加えたものである。ただし、外国判決の執行判決の裁判の管轄については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が優先するとされているが、枠内アの考え方は、申立人が任意に管轄裁判所を選択することができるとする立場に立ったものである。
- ・ 仲裁判断の承認・執行の裁判は、外国仲裁判断（仲裁地が日本にない仲裁における仲裁判断）をも対象とする必要があるため、管轄規定も、仲裁地のいかんを問わず適用されることになる。

ただし、外国仲裁判断について、その当事者が仲裁合意等で指定した裁判所（枠内ア a 参照）に管轄を認めるべきかについては、検討が必要である。
- ・ また、枠内イの考え方は、仲裁判断取消しの裁判の場合（前記(4)説明欄参照）と同様に、管轄違いを理由とする移送及び裁量による移送を認めるものである。

【コメント】

- ・ 民事執行法は、外国判決の執行判決の裁判の管轄は専属管轄であるとする（民事執行法第19条）が、仲裁判断の承認・執行の裁判も同様に専属管轄とすべきかどうかについては、引き続き検討する必要がある。
- ・ 枠内アに示した考え方においては、a から d までのいずれにも該当する事由がない場合も皆無とはいえないと思われるが、そのような場合になお日本の裁判所に管轄を認める必要があるかについても、一応問題となる。

（参考）

- ・ モデル法第35条〔承認及び執行〕

「仲裁判断は、それがなされた国のいかにかわらず、拘束力あるものとして承認され、管轄を有する裁判所に対する書面による申立があれば、本条及び第36条の規定に従い、執行されなければならない。」

- ・ ドイツ法第1062条〔管轄権〕第1項第4項（前掲）
- ・ 韓国法第7条〔管轄裁判所〕
 - 「(4) 第37条ないし第39条の規定による仲裁判断の承認と執行請求の訴えは、次の各号の1に該当する裁判所が管轄する。
 1. 仲裁合意で指定した裁判所
 2. 仲裁地を管轄する裁判所
 3. 被告所有の財産所在地を管轄する裁判所
 4. 被告の住所または営業所、住所または営業所を知ることができない場合には、居所、居所も知ることができない場合には、最後に知られた住所または営業所を管轄する裁判所」
- ・ 公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第805条（前掲）
- ・ 民事執行法第24条第1項
 - 「(1) 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。」
- ・ 同法第19条
 - 「この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。」

(6) 通知についての援助の管轄等について

【初出】（参考：仲裁検討会資料8の 2, 9の 2(1), 14の4(1)）

仲裁事件に関する通知に関し、例えば、民法第97条の2に類似した規定を設けるなどして、これを援助の対象とするか否か、対象とするとした場合にどの裁判所に管轄を認めるかについて、なお検討する。

【説明】

仲裁においても、種々の事項の通知が必要であり、その主体の点からは当事者が行うもの又は仲裁廷若しくは仲裁機関が行うものに分類される。これらの通知が効を奏しないために仲裁事件の進行が滞ることを防止するため、効率的な通知の制度を設ける必要がある（モデル法（模範法）第3条参照）。他方、当事者が通知を受けることは、手続保障の不可欠の前提であることから、通知が慎重かつ

確実にされるべきことも仲裁手続における基本的要請であると考えられる（モデル法（模範法）第34条第(2)項(a)(ii)参照）。

そこで、これらの要請を満たした通知を可能にするための方策とともに、裁判所の援助の対象とすることの当否（裁判所の管轄の問題を含む。）について検討する必要がある。

【コメント】

- ・ 通知に関する裁判所の援助を認めるかどうかは、消費者が当事者となる仲裁についての消費者保護の在り方とも関連するものと考えられ、引き続き検討する必要がある。
- ・ 仮に、仲裁事件の通知に関して裁判所の援助を想定するとしても、仲裁地が外国にある場合には、援助を行うべき必要性は特段見いだされないと考えられる。

（参考）

- ・ モデル法3条〔書面による通知の受領〕
 - 「(1) 当事者が別段の合意をしていない限り、
 - (a) 書面による通知は、それが名宛人自らに配達されるか、その営業所、常居所又は郵便受取場所に配達されたならば、受領されたものとみなす。もしもこれらのいずれもが、妥当な調査をした後にも明らかにならなければ、書面による通知は、それが書留書状、又は配達をこころみたことの記録を残せる他の方法で、名宛人の最後に知られていた営業所、常居所又は郵便受取場所に送られたならば、受領されたものとみなす。
 - (b) 通知は、配達された日に受領されたものと見なす。
 - (2) 本条の規定は、裁判所手続における通知には適用しない。」
- ・ 同法34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立〔手段〕としての取消の申立〕
 - 「(2) 仲裁判断は、次の各号に掲げる場合にのみ、第6条に定める裁判所が取り消すことができる。
 - (a) 〔取消の〕申立をした当事者が次の証明を提出した場合
 - (ii) 〔取消の〕申立をした当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、又はその他の理由により主張、立証が不可能であったこと。」